

公布された感染症法 結核関係新旧対照表

(日本細菌学会BS委員会 谷口委員作成:2006年11月24日)2007年4月17日一部追加修正

項目	2006年12月8日に公布された感染症法	結核予防法	
病原体の定義	結核菌	四種病原体	
	多剤耐性結核菌 (INH及びRFP耐性)	三種病原体	
疾患の定義	結核	二類感染症	
感染症指定医療機関	結核指定医療機関	○	
	指定する者	都道府県知事	
厚生労働大臣又は都道府県知事		○	
感染症に関する情報の収集及び公表			
医師の届出義務	期限	直ちに	
	届出先	最寄りの保健所長→都道府県知事	
	届出の必要な場合	結核患者又は無症状病原体保有者	最寄りの保健所長
		当該感染症により死亡した者の死体を検案したとき 慢性感染症患者	結核患者 ×
指定届出機関の指定	都道府県知指定	○	
指定届出機関管理者の義務	医師の診断により都道府県知事へ届出	○	
情報の公表		厚生労働大臣および都道府県知事	
協力の要請		厚生労働大臣および都道府県知事	
健康診断、就業規制及び入院			
定期外健診		○	
就業制限	都道府県知事の書面による通知	○	
	従業禁止	患者及び無症状病原体保有者	
	禁止対象者でなくなったことの確認	可能	
入院	患者への勧告及び措置による入院、転院	○	
	上記入院期間	合計72時間以内	
	入院患者へ勧告した時の入院期間	三十日以内	
	入院患者への措置入院期間	十日以内	
	入院患者への転院とその期間	勧告又は措置による入院した日から起算して十日以内	
	上記入院期間の延長	十日以内(勧告入院にあっては三十日以内)	
	患者又はその保護者への要説明	○	
結核の審査に関する協議会	委員構成(右三人以上で構成)	指定医療機関の医師 感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者 (指定医療機関の医師を除く。) 法律に関し学識経験を有する者 医療及び法律以外の学識経験を有する者	
	都道府県知事の諮問に応じ審議する事項	通知 勧告 入院期間の延長 申請に基づく費用負担 報告	
結核の予防に関する事業に従事する者 結核患者の医療に関する事業に従事する者 医療以外の学識経験を有する者			
結核の審査に関する協議会		従業禁止 入所命令 一般患者の医療費の申請	
都道府県知事に対する苦情の申出	患者が受けた処遇について	勧告または措置による入院患者又はその保護者	
厚生労働大臣への審査請求の特例		措置入院又は指定医療機関への転院患者(入院の期間が三十日を超えるもの)又はその保護者	
消毒その他の措置			
医師による消毒の指示		×	
都道府県知事の命による場所、物件の消毒廃棄	措置の場合の実施者	○	
都道府県知事の指示による場所、物件の消毒廃棄	措置の場合の実施者	市町村または都道府県職員	
当該職員		○	
消毒廃棄に伴う損失補償		×	
医療			
都道府県の医療費負担		○	
結核療養所の設置及び拡張の勧告		×	
厚生労働大臣			
機関指定の取り消し		都道府県知事	
厚生労働大臣又は都道府県知事			
診療報酬の請求、支払、審査など		○	
○			
結核	実施日程	○	
	健診対象者以外の健診	○	
	技術的基準の適合	○	
	健診回数	○	
	受診義務	○	
	保護者の義務	○	
	他で受けた健診の扱い	○	
	定期健診未受診者への措置	○	
	定期健診に関する記録	○	
	健診実施の通報又は報告	○	
	保健所長と他の行政機関との協議	○	
	厚生労働省令への委任	○	
	管轄区域外の結核患者届出の通知	都道府県知事→管轄する保健所長に通知	保健所長→管轄する保健所長に通報
病院管理者の届出	患者の入退院	○	
管轄区域外の結核患者入退院届出の通知	保健所長→管轄する保健所長に通報	○	
結核登録票	保健所長が備え、届出または通知があったものについて記録	○	
結核登録票記載事項等		○	
精密検査	保健所長→結核登録票に登録されている者	○	
家庭訪問指導	保健所長→保健師又は職員→結核登録票に登録されている者	○	
医師の指示	患者本人又はその保護者若しくは現にその患者を看護する者	○	

